

平成20年 第3回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

5番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

こんにちは。5番、岡夏子、一般質問を行います。

まず、子育て支援について、妊婦健診の助成についてお尋ねいたします。

これは、午前中の川上議員の質問と重複する部分もございますので、なるべく質問は少なくしようと思っておりますが、妊娠初期から出産までの妊婦健診14回に対して、町は3回助成しておりますが、5月現在で全国の7割以上の自治体では5回です。来年度の公費負担をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、児童扶養手当について、母子家庭への児童手当が法改正により、今年4月より支給開始から5年以上たつ人は、最大で半額の減額になっておりましたが、その後、減額が凍結されました。しかし、この減額を避けるためには「適用除外」の申請が必要です。この内容がわかりにくいことから、未申請者がいることが懸念されますが、芦屋町の場合はどうでしょうか、お尋ねいたします。

子育て支援の最後に、病児・病後児保育についてお尋ねいたします。

今年4月から「おんが病院」で、遠賀・中間1市4町の委託を受けて、遠賀中間医師会が病児・病後児保育を行っておりますが、1市4町の利用状況と課題などをお尋ねいたします。

2番目に、学校施設の耐震化についてお尋ねいたします。

昨年度、町は学校施設の耐震診断を行っておりますが、その診断結果をお尋ねいたします。

次に、今後の耐震化に向けた取り組み及び公表についてお尋ねします。

最後に、裁判員制度についてお尋ねいたします。

来年5月から裁判員制度が始まりますが、先ごろ、県内各市町村の裁判員候補者の割り当て表が発表され、芦屋町は42名になっております。この選出後は混乱が予想されますが、今後のスケジュールなどをお尋ねします。

なお、本日3項目について、それぞれ資料1から3まで関係資料として皆様のお手元に配付させていただきます。それを見ながら質問したいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。健康対策課長。

○健康対策課長 小野 義之君

妊婦健診助成について、健康対策課の方からお答えをいたします。

来年度の妊婦健診助成につきましては、先ほどの川上議員の一般質問でお答えしたとおりでございますが、5回の実施は来年度できるものと考えております。

その結果、福岡県で5回以上公費助成する自治体は、21年4月で一応60市町村というふうになります。これは、県下全体の91%を占めることになります。最高は6回実施するところが1市でございますので、ほとんどの市町村が5回を取り組んでいるという状況でございます。

一方、国の動向ですが、先ほど言いましたように、舛添厚生労働相の昨年の会見で、少子化対策として、出産関連費用の公費負担を大幅に拡充する考えを明らかにされたところでございます。

その中で、妊婦健診については、国が言われてます出産までに14回程度の健診を受けるのが望ましいと、ただ、これについては、各市町村の現在の取り組み状況は差があるというふうなところを考えられた上で、国の方でも、健診費用の助成というか、そういった拡充策が、ただいま検討されているというふうな状況です。

これが一応実施されますと、そういった健診の財源というのが出てまいりますので、当町としても、前向きに検討したいということで、先ほどお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

それでは、岡議員2点目の、子育て支援2点目の児童扶養手当並びに3点目の病児・病後児保育の件についてお答えをさせていただきます。

2点目の児童扶養手当でございますが、これは2002年に、母子寡婦福祉法の改正によりまして、児童扶養手当を5年以上受給してきた世帯は、2008年、本年でございますが、最大半額を減額するということが定められております。

そのかわりといまして、政府は、就業支援策の充実によって所得を確保する策を打ち出しはしておりますが、シングルマザーの就業率は既に非常に高く、職業能力の向上を図ろうとしても、これらの仕事に追われて学習に割ける時間がないとの指摘されているところでございます。

このため、減額対象を障害や疾病などで就業が困難な事情にないにもかかわらず、就業意欲が見られない者と限定いたしまして、実質的に減額を凍結する政令改正が、2007年12月の25日になされております。

しかしながら、これは、無期限延期の位置づけでございまして、制度自体は有効であるため、5年等経過者が一部支給停止の適用除外となるよう、受給者が申請しなければならないということになっておるところでございます。これは、事前にこういうことがわかっておりましたので、

周知の徹底ということで、18年の8月の時点から、チラシ等で対象者の方に当然事前告知をいたしております。

そしてまた、本年からでございますので、今年につきましても、そうしたチラシを配布をいたしまして、こういう漏れがないような徹底を図っておるところでございます。本年6月末で、少し前ではございますが、受給者が247名でして、このうちに、5年経過者は85名でございます。そのうちの未提出者、85名のうち、お一人だけ提出されておられません。

ただ、この1名の方は、住所は芦屋に置いておられますが、行方がわからない状況でございます。うちから連絡がとれませんので、ほぼ100%補足をしているということで、これに関しましては住民に周知徹底をして、ほぼ補完しているというようなことであり、決してこれで不利益を伴うことがないように努めてございます。

続きまして、3点目の病児・病後児保育でございます。この病児・病後児保育につきましては、次世代育成支援行動計画の中でも、既に14項目の重点施策の中に入っております。本年4月21日から、遠賀中間医師会病院内でスタートしておるところでございます。

これの利用人員でございますが、4月から7月までの利用人員といたしまして、延べ人員でございますけど、芦屋町で5名の方、遠賀町で5名の方、岡垣町で9名の方、それから、水巻町で7名、中間市で1名、合計27名でございます。実質的な人数は14名でございます。同じ方が何日か利用というケースがございますけれども、今のところ4カ月間で大体27名というような実数でございます。

課題といたしまして、基本的には、小学校3年までが対象になっております。生後3カ月から小学校3年生までということになります。

ただ、これも、医師会との協議の中で一応事前登録ということでございまして、事前登録といたしましては、郡内全部で120名の方が事前登録していらっしゃいます。で、この事前登録ということでございますので、利用するには必ず事前登録しなければいけないということで、こういった制度があるというPRの徹底を今後やっていかなければならないというふうに考えております。

それと、今度は、実際の問題点といたしまして、利用する際に、そういう病児・病後児ということでございますので、預かる側にいたしましても、子どもさんの状況をはっきり把握したいということで、あくまでも保育が原則でございますので、かかりつけの医師にかかってくださいと、そして、そういう状況を医師に書いてもらって届けてくださいということがございます。こうした場合で、急な場合に、なかなか利用しづらいというような点があろうかと思っております。

ただ、これに関しましても、今年1市4町でスタートしたばかりでございます。今後、利用する方のニーズと申しますか、意見とか、もっと促進できるようなやり方とかを、意見としていた

だきますとともに、私ども担当者と受け入れ先の遠賀中間医師会とも、状況を精査しながら、よりよい制度にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

私の方からは、学校施設の耐震化についてお答えしたいと思います。

芦屋町の公共施設全体の耐震診断につきましては、企画の方で実施いたしましたので、私の方からお答えさせてもらいたいと思います。

学校関係の耐震診断結果で、基準を満たしていないものについては、一部でございました。これについては、岡議員さんの資料でも、耐震診断率として23.1%、これは、新聞報道でも同様の23.1%の数値が出ていたと思います。

で、今現段階でこの具体的な数値を上げることににつきましては、住民の皆さんの不安を醸成するということにつながりかねないと、このため、差し控えたいというふうに考えております。

そこで、公表も含めた今後の取り組みということでございますが、本年度の実施計画におきまして、各主管課の考え方を踏まえ、町の方向性をお示ししていくというふうに考えております。耐震改修に係る方向性については、速やかにまとめたいと思います。それがまとまった時点で、耐震結果及び耐震改修計画をあわせて公表していくことと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

それでは、3点目の裁判員制度についてお答えいたします。

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が、刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、また、有罪の場合はどのような刑にするかを3人の裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員制度は、来年5月末より始まりますので、本年中に全国で約30万人の裁判員候補者選びが行われます。芦屋町におきましては、10月15日までに福岡地方裁判所小倉支部に、選挙人名簿から無作為に抽せんした裁判員候補予定者42名を裁判所に通知するようしております。

その後、裁判所より12月末までに候補者本人に、裁判員候補者名簿に記載されたことが通知されると同時に調査票というのが送付されます。その調査票に必要事項を記入してもらいますが、そのときに裁判員となることができない人、例えば、自衛官とか警察職員や辞退希望の有無を確

認めます。基本的には、裁判員制度は特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則としては辞退できません。ただし、70歳以上の方や重い疾病や障害をお持ちの方、また、学生については、裁判所が認めれば辞退することができます。

裁判員制度が始まると、候補者名簿から1つの事件ごとに50人から100人が裁判所に呼び出され、裁判長の面接等を経て、最終的に6人が裁判員に選ばれるようになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。

まず、子育て支援について、妊婦健診の助成については、けさほどの川上議員の質問にあわせて、より詳しく回答をいただいたんですが、ちょうど、きょう私の資料の中に1枚目に入っておりますので、これは、ちょっと蛇足ながらですが、けさほど説明のありました北九州市が7月から行う、その件に関しては、この一番冒頭の第1行目がこの北九州市の実施内容6回ですけれど、その後が、中間市が、けさほど説明があったかと思うんですけれども、この9月議会にたしか補正予算が出されてて、それが可決すれば、10月から6回が実施されるというふうになっております。

この表の見方としては、福岡県の医師会のホームページから、これは、医師会の方にもいろいろお話を聞きながら、ちょっと取り出したんですけれども、これは、当初19年の3月の時点で、どこも次年度の予算の中に、この妊婦健診の公費がどの程度入っているかということで4月当初に実態調査をして、それに6月の議会を経てから修正されたものが最終的に公開されているということで、6月末現在というふうな載せ方をしております。

そういうので、こうぱらっと見ていただいてもわかると思いますが、これ、裏の方にもありまして、全県的には66市町村の中で、これ一見的には、割方4回と5回の空欄がちょっとあるんですけれども、上の方を見ると、もうほとんどの自治体が、少なくとも6月現在の段階で5回をクリアしてると。

その中であって、ちょっと、ちょうど北九州から下、中間市はもう実際、多分9月議会は通るであろうということを思っておりますが、その下の遠賀郡を見ると、芦屋から遠賀町までそろって3回目で合わせてはあるんですけど、これを全県的に見たとき、かなりここがおくれているというのは、きょう見ていただければわかると思います。

あえてではございますが、来年のところでは、ほぼ間違いなくとれるだろうというお話は、今朝ほどから聞いておりますが、人口対策の問題や、まだこの後、質問続いておりますけど、国は

先ほど来、舛添大臣がかなり強気でああいうふうに基本的には14回、受診者には無料にしたいと、そういうことを熱っぽく語られるところが、私どもテレビなんかでも見てますけれども、ただいま総裁選、そして、総選挙ということでは、またこれがどうなるかという心配もしますし、試算するところでは、800億円以上の財源が必要とか、じゃ、それをどっから持ってくるんだということも、本当に不確定なところですが、ただ、全国津々浦々、地方では財政が逼迫しているとは言いながらも、本当にその町の人口対策、あるいは、子育て支援、若い人の定住といった点から少しでも1回でも多く、妊婦健診の助成をしていただきますよう重ねてお願い申し上げて、この質問は終わります。

それと、児童扶養手当についてですが、先ほど課長の方から、対象者が85名あって、その中のお一人だけが住所不明、これはどうしようもないことですが、私も事前に、もう少し現場とお話をさせていただいていた方がよかったかなと、あえて、芦屋はかなり当事者に配慮したやり方で、なるべく漏れがないようにという配慮をされていることでは十分評価したいと思います。この件に関しては、今後のこともありますので、そういう配慮は続けていただきたいと思ってます。

病児・病後児保育について、こういう、私も、ちょっと直接調べたんですけど、先ほどおっしゃった課長の4月から7月までとおっしゃったんですかね、そこでもいいんですが、私は8月までしてますけど、もう1回、芦屋町と1市4町の利用状況、これ、実質の利用状況を各市町言われたと思いますけど、もう少し、ゆっくりしゃべってください。私がちょっと書き損じたので、そのことをちょっと先にもう一回確認したいので教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

すみません、申し訳ありませんでした。それでは、芦屋町が5名です。で、遠賀町も、同じく延べで5名です。それから、岡垣町が9名です。それから、水巻町が7名、で、中間市が1名、で、合計、この間、延べで27人の方が利用されているということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

私の調査の方法と今課長がおっしゃった部分とちょっと角度が違うので、今すぐちょっと照合することはできないんですけど、私の場合は、4月、実質、これ4月はゼロになってますよね。4月、正式には21日に開始をしたというふうに聞いてます。

ですから、10日近くのところでは、当然、時間的な問題があつて、ですから、実質5月から

8月までのところで、電話ではございましたが、ちょっとお尋ねして聞いてるんですが、その数字を申し上げますと、これは実質の数、先ほど各市町の延べ人数をおっしゃったと思いますが、これは実質的な数、市町の、ちょっと申し上げます。

5月に関しましては、実質が4名、その内訳が、岡垣が3名、芦屋が1名、そして、6月においては、実数が5名、その内訳は、岡垣が2名、芦屋1名、遠賀1名、水巻1名、そして、7月は、実質利用者が6名、その内訳が、岡垣2名、水巻2名、遠賀1名、中間1名、そして、8月、これは、利用者が8名ですね。岡垣が3名、水巻が2名、遠賀が3名、このような数字を聞いてて、これを何で言ったかという、これで見ますと、これ延べ人数いうよりも、何人っていうか、保護者ですけども、実際はその小学3年までの子どもが利用するんですけど、その利用実態を見たときに、芦屋は5月にお一人、6月にお一人、それ以外ちょっとないんですね。私の聞いたところでは。

で、特に、7月、8月というのは夏休み時期にも入りますけれども、この数字を見たときにどうなのかなと、PRができているのかなということも、ちょっと疑問に思いましたし、まだ開始をされて数カ月ですし、実際周知されていないということも当然考えられますが、医師会の運営である遠賀病院の方にちょっとお尋ねして、このPRに関してはどのようにされておられるのか、病院から独自にされるものなのか、行政の方でされるのか、そこら辺をお尋ねした際に、一応1市4町のそれぞれの担当行政課の方たちが、定期的に集まって協議しながら、そのことも含めて対策を練ってらっしゃいますと。

で、その中では、PRのことに関しては、遠賀町の方が責任を持ってやっているとということになっているようですということなんですが、これまで、直前でたしか広報に載りはしたんですけど、その後の広報紙を使ったやり方、そのほかのやり方では、どういったことでPRをされておられるのかをちょっとお聞きします。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

これは、先ほど申しましたように、課題の中で、お預かりするときにアレルギーだとかいろいろなことがございますし、事前に登録ということがあります。したがって、当初のときには、そういうPRはいたしておりますが、これが変わらないと、途中での申し込みが、今のところできない制度になっております。

ですから、事前登録制のため、PRというときにはその登録時の前の、例えば年度末ぐらいに、きちんとPRをやるということで、途中での変更はできません。チラシとかは置いておりますが、改めて、再募集はしてないような状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

この問題についても、今後協議するということでありますけど、芦屋町の場合は、自衛隊の方々も結構、本年度途中、特に7月、8月とか、そのときの転入ですよ、が、あろうかと思えますけど、そういった場合のときには、今の制度のままですと、途中からっていうのはできないという、その課題があるということでしょうが、なかなか子どもの1年間の成長とか、何っていうんですかね、子どもの健康状態というのは、結構こう変化があると思われるんですよ。

そういう意味では、せめて途中で1回とか、1年に3回とか、そういうふうな回数をふやされないかということ、やっぱり私たちが子育てした経験者としては、よそから入ってきた方、あるいは、それを全然知らなくて、それを知ってたんやったらするんだったとか、やっぱりそういうこと往々にしてあると思いますので、そのことも強く要望しておきます。

それと、先ほどおっしゃったみたいに、利用者の方から、そういう要望とか、使いにくいとか、料金の問題とか、そういうことに関しては、この間、実質、5、6、7、8、4カ月ですけど、そういう聞き取りとかというのは、一切余りこう書類には残していらっしゃらないんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

実質的には、お二人の方ということで、まだ、その方から、利用についてどうこうということ、は聞いておりません。

ただ、これは、私もだけではなくて、どこも同じような状況でございますので、先ほど申しましたように、スタートして実質3カ月程度の時期ですので、担当部署で集まりまして、有効に使っていくために、問題点を一つ一つ解決してよりよい制度へというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

あえてではございますが、制度のPR、それと、中身の再度の見直し、そして、利用者へのアンケート、これは、先ほどおっしゃられるように、まだ芦屋町では数名ですし、これは、今現在、あそこで1市4町で利用されている方全員に対するアンケートというか、聞き取りとか、そうい

うのもできると思いますので、なるべくそういう現場の声を聞くことの方が多分に利用者がふえる、あるいは、その制度を知っていただく機会になろうかと思いますので、それは強く要請いたします。

次に、学校施設の耐震化についてですが、先ほど、企画課長から回答がございましたが、基準を満たしていない施設の割合が23.1%ですが、その内容に関しては、住民の方々の無用な不安というか、現時点では公表は差し控え、今後の協議により計画がまとまった際に診断結果とあわせて公表すると、そういうふうなお答えだったと思いますが、きょう、あえて、ここに資料2番目として書いてありますが、やはりちょっとこう字が本当にこう小さいから、私なんか、特に老眼鏡が必要な人間ですが、最大限大きくしたつもりですが、蛍光ペンで1ページの真ん中下の辺に、芦屋町というところで印をアンダーラインをしていると思いますけれども、これを見ながらちょっと、これはもう公表されていることですので、ちょっと確認をさせていただきたいのが、きょうはもちろん、学校施設の耐震化についてのみの質問でございますが、この一番最初にあります全棟数13棟というのは、この後の調査の項目にあります耐震基準、いわゆる建築基準法の改正以前に建てられた棟数という認識でよろしいかと思いますが、これは、その19年度に耐震診断して、どこがどうこうということは発表されないということでしたが、どこまで19年度の診断によって診断がなされたのか、それと、どのような内容だったのかということは、ご報告いただけませんかでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

診断内容につきましては、基本的には、先ほど議員がおっしゃいますように、特定した建築物については、56年以前の現行建築基準法の適用以前が対象となります。57年以降には新たな建築基準となっておりますので、それ以前の棟数、芦屋町全体では38棟を診断をしております、その内小中学校は13棟です。

診断結果につきましては、縦方向、横方向の揺れにどの程度対応できるかというようなこと、それから、全体的な耐震に関する数値、そのようなものが出ております。

そして、いわゆる基準はIS値で表されています。一般的には、この芦屋の地域は、基準のIS値は0.6でございます。したがって、0.6以上あるものについては、オーケーになっていきます。

ただし、学校関係については、それが若干厳しくて、0.7を超えるか超えないかによって判断をするという、国の考え方出ております。そのような結果に基づきまして、診断結果が今現段階で出ているということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

2次診断が今後どうなのか、そして、たしか、前回の、昨年6月議会で質問した際にも、優先度順位、いわゆる、これは学校施設のことについてですが、そういうことの検査もしていますというようなことをおっしゃったんですが、そのことについては、どのような結果なり状況なんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

優先度につきましても、そのIS値に対するその基準値が出ておりますので、わかります。2次診断というお話も先ほどございましたが、2次診断イコール実施設計となります。この2次診断は、いわゆる構造計算というんですかね、構造計算をやった中で、具体的にどのような形で耐震改修、耐震強化をしていくかという設計となりますので、2次診断をすることは、イコール改修に向けて事業を開始することになります。

ところが、その構造計算をする方が今現在大変少ないのですが、耐震改修をしたいという申し込みが多くて、2次診断の構造計算をするのに結構時間がかかるんです。というようなことも聞いております。

したがいまして、できるだけ早くその改修計画を策定した中で、2次診断、それから、具体的な改修を進めていく計画を早急に立てたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

先ほど、一般的な建物の、いわゆるIS値、いわゆる基準というやつですよね。例えば、震度6に対して倒壊するかもしれないと、そういうのは、学校施設においてはIS値の0.3というふうに聞いてますが、今回のその診断において、特に数カ月前からいろいろ新聞紙上でも、もちろんこの調査結果に基づいて出た結果でしょうが、報道されてかなり学校現場、あるいは、それぞれの自治体においても、財政状況が逼迫してる中、その危機感の強い、その危機度の強い施設があるにもかかわらず、なかなかそれが実施計画にすぐ反映されないというような、そういうような新聞報道がされましたし、これは、全国にある小中学校の公立の小中学校の1万棟が、そう

いう震度6の地震が来たときには倒壊するおそれがあるという結果が出たというのが、こういう一部の、これは一部しかないんですけど、こういう実態調査をしてわかったと。

そのことでは、国もやっと中国の四川省の地震が起こったり、あるいは、その直後に岩手・宮城の地震も続いたということでは、そういう全国1万棟ある新基準を満たさないそういうところの施設に対して、今までは薄い補助金しか出さなかったのが、やっと9割は出しますと、地元では1割だけ負担すればいいので、できるだけ向こう3年以内にその改修を進めなさいというふうに、そして、なおかつ、そういう優先度も含めた診断結果なども公表していきなさいと、そういう通達なり、お願いなりされていると思いますが、そういう状況にあっても、その結果が出た中に、その1万棟の中に入った施設が芦屋町にもあるんでしょうか、どうでしょうか、これが公表されるということになるというよりも、固有名詞を使う必要はございませんが、そのことも含めて、その質問に対してお答えはなかったですよ。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

公表されています。きょうの岡議員の資料でもございますように、23.1%ということですので、基準に満たなかった施設は確かにあります。そういうことでございます。

地震防災対策特別措置法が改正されております。これについては、22年度までの時限的なものというようなことになっておりまして、特に学校施設につきましては、今まで2分の1の補助金だったものが3分の2の補助金になり、なおかつ、地方債も元利償還の国の負担分が18.75だったものが、今回20%は交付税で見ますよという地方債もございます。3分の2の補助につきましては、特にIS値が悪かったものについては緊急性があるので、こういう措置をとりましょうということですよ。

当初の負担分は、工事費の3.3%程度で済む。将来的には、地方債も含めて町の負担というのは、13.3%ぐらいで済むというような有利な財政措置もとられています。これらを踏まえまして、いわゆる耐震改修計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

13棟のうちの3棟、それが23.1%という数字になるんですが、私も、その場所が今の時点ですぐ公表すべきだとは思いません。確かにどのようにして改修をしていくのか、優先順位もこれこれこういう理由でこういうことになりましたということが、やっぱり明確にならなければ、

ただ、結果だけを公表しますと言っても、確かにいろんな混乱なり不安なりをあおるのは、そのとおりだと思います。

ですが、やはりもう午前中からも、芦屋町の財政、特に課長もおっしゃってました投資的経費の中にも、こういう耐震の工事のことも入っているということでは、本当は、私も、去年はもう何よりかにより早くしてくださいと、今でもその気持ちは変わりませんが、やはりこれ常々言われていることですが、子どもたちが、日常生活する場であり、なおかつ、芦屋町民の避難場所であることは、もう言うまでもないことです。

ということでは、町長、ぜひ来年度の予算に向けても、この学校施設、もちろん幼稚園の施設でも、おざなりにはできないというのは重々わかってますし、ほかの公的施設もあります。ですが、やはり学校施設に関しては、こういう国の施策、いわゆる補助施策もありますので、ぜひ優先度を上げていい予算編成が組めるようによろしくお願ひしたいんですが、一言ご意見を聞かせてください。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今岡議員の申されたとおりでございまして、いわゆる安全・安心という町づくりの中で、学校施設というのは緊急避難場所にもなってます。で、今、議員が申されましたように、国で色々な方針も固まってきたようでございます。

それで、我が町といたしましても、最優先という形の中で、これは取り組まなければならないと認識しておりますので、その方向でぜひやらせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

ぜひ、そのようによろしくお願ひいたします。

最後に、裁判員制度についてですが、これは実質、自治体が直接かかわることではないとも思われがちですが、先ほど課長がおっしゃいました今後のスケジュールについては、ご本人と、あと裁判所でのやりとりになるかと思いますが、私がここにあって取り上げたのは、私も、個人的にはこの制度を知るといっても、新聞を見たり、あるいは、テレビから流れてくるのを、あるいは、裁判所のホームページ、これはもう意識して開かなければわからないことですが、そういうところでいろいろ裁判員制度の内容とか、いろんな今後のスケジュールとか、知ることはありましたが、ただ、今始まろうとしているこの無作為抽出ですよね、42名の、無作為抽出に関

しては、本当に42名選ばれた方、あるいは、それじゃなくても、私自身も、もしその通知が来たらどうしようか、辞退をしようとか、それぐらいの知識しか以前はなかったんですけど、もしそういう通知が来たときに、ひょっとしたら役場あたりに何でおれをその選んだとか言って、極端な場合、そういう苦情も含めた、何かこうそういうのが来ることも心配されますが、それは絶対ないとも言えないことではあります。

ただ、全体的に言われてるのは、まだまだその国民に裁判員制度が浸透されてないということで、逆に私の方は福岡地方裁判所の方に、これも電話だったんですけども、この間のPRのこととかお尋ねしてみたんですね。

例えば、いろいろこう新聞とかテレビとか気をつけてみている人とか、関心のある人は幾らか何となくわかってるっていう方もいらっしゃると思いますけど、果たして自分に白羽の矢が立ったときにどうすればいいんかいとか、簡単に辞退もできるんじゃないかとか、いろんなそういうのが、多分不安がいっぱいおありだと思うんでよね。

そういう中に、果たしてその裁判所の方も、どういうふうにしてその一般の住民に対して、このことを周知させるための努力をされてきたのかなという思いもあって聞いたんですけども、まだやっと結局その割り当てが決まって、それが今からということで、今からそのPRはやっていきますと。

それで、じゃ、自治体との連携のところではどうされるんですかって言ったら、広報紙あたりに掲載していくか、別枠でチラシをつくるかということが、要するに、まだそれははっきり決まってないような、とにかくまだまだその実際やろうとして、末端のところでもまだ、その具体的なそういう取り組みがなかなか提示しない中で、すごく混乱が生じるんじゃないかなという懸念をしたから今回出しました。

それで、ただ1つだけお願いしたいのは、その裁判所の方の広報の担当課の方でしたが、やはりやっとこの時期、その各市町から、一応抽出をしなきゃいけないという段になってから、やはり自分のこととして認識が深まったのか、かなり今各地域の公民館とか、区長会あたりからの出前講座的な、いわゆるその裁判員制度の説明の要請が今かなり殺到しているということはおっしゃってました。

ですから、まだ、その区長会とかそういうところでその裁判員制度のことについて勉強したいとかそういう声は、まだ芦屋町では起こってないのかもしれないかもしれませんが、努力をしていただきたいと思いますが、そのことについて、ぜひ前向きにその呼びかけ、あるいは、どの程度皆さんがそのことに関心がおありになるのか、あるいは、不安があるのか、せめて区長会あたりでもそのことを打診していただくということ、お願いすることに関してはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明德君

まず、最初に出てきました42名の抽せんの仕方なんですが、これは、裁判所がつくりまして、日本全国同じなんですけど、最高裁判所名簿調整プログラムというソフトがあります。それで、先ほど申しましたとおり、10月15日までに福岡裁判所小倉支部の方に名簿を提出するだけであります。その後、岡議員が言われるとおり、裁判所の方で調査票等を送付することになります。

それと、これは国の制度なんですけど、やはり町民の方より抽出するということがあると思っておりますので、今出ました出前講座なり、あるいは、広報等に掲載していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で岡議員の一般質問は終わりました。